

令和3年 第1回定例会
群馬県後期高齢者医療広域連合議会
会 議 録

会 期

令和3年2月12日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

令和3年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録目次

会期及び会場	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議事日程	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
本日の会議に付した事件	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
出席議員氏名	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
欠席議員氏名	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
説明のため出席した者	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
職務のため出席した広域連合事務局職員	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
開 会	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
開 議	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
諸般の報告	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第 1	議席の指定 ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第 2	会議録署名議員の指名 ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第 3	会期の決定 ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第 4	議案第 1号 群馬県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定 について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	提案理由の説明 新井事務局長 ・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日程第 5	議案第 2号 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休 暇等に関する条例の一部を改正する条例について・	5
	提案理由の説明 新井事務局長 ・・・・・・・・・・・・・・・・	5
日程第 6	議案第 3号 群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の 給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条 例について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	提案理由の説明 新井事務局長 ・・・・・・・・・・・・・・・・	6
日程第 7	議案第 4号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関 する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	7
	提案理由の説明 新井事務局長 ・・・・・・・・・・・・・・・・	7
日程第 8	議案第 5号 令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢 者医療特別会計補正予算（第2号）・・・・・・・・	8
	提案理由の説明 新井事務局長 ・・・・・・・・・・・・・・・・	8
日程第 9	議案第 6号 令和3年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計 予算	
日程第 10	議案第 7号 令和3年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢 者医療特別会計予算	
	以上2議案の一括上程 ・・・・・・・・・・・・・・・・	10

	提案理由の説明 清水広域連合長	10
	提案理由の詳細説明 新井事務局長	11
日程第11	議案第8号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議 について	15
	提案理由の説明 新井事務局長	15
日程第12	議案第9号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団 体の数の増加及び規約の変更について	16
	提案理由の説明 新井事務局長	16
閉会		17
会議録署名議員		18
参考資料		
	議案等審議結果一覧表	22

令和3年第1回群馬県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

◎会期 1日：令和3年2月12日（金曜日）

◎会場 前橋市元総社町335番地8 群馬県市町村会館2階 大会議室

◎議事日程 第1号

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 議案第 1号 群馬県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について

日程第 5 議案第 2号 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 3号 群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 4号 群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 5号 令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第 9 議案第 6号 令和3年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第10 議案第 7号 令和3年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

日程第11 議案第 8号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

日程第12 議案第 9号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

◎出席議員（18名）

1番 鈴木俊司

2番 中里武

3番 渡 邊 幹 治	4番 長 壁 真 樹
5番 北 川 久 人	6番 定 方 英 一
7番 久保田 俊	8番 野 村 洋 一
9番 野 村 晴 三	11番 松 村 晋 之
12番 相 川 求	13番 今 井 敏 博
14番 大 澤 映 男	15番 南 千 晴
16番 富 岡 朝 男	17番 山 本 隆 雄
18番 星 野 栄 二	19番 神 谷 長 平

◎欠席議員（1名）

10番 田 邊 寛 治

◎説明のため出席した者

広域連合長 清 水 聖 義	副広域連合長 茂 原 莊 一
事務局長 新 井 史 代	事務局次長 加 藤 正 寛
給付課長 伊 部 智 恵	保健事業課長 高 井 春 絵

◎職務のため出席した広域連合事務局職員

議会書記長 五十嵐 泰 彦	議会書記 小此木 諭
議会書記 藤 本 真 央	主 任 桑 原 聡 子
主 幹 大 隅 悠 里	主 任 山 口 輝 明
主 任 中 澤 寛 朗	主 事 尾 高 裕 樹

◎開 会

午後1時32分

○ 議長（野村洋一議員）

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。

これより、群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和3年第1回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしました第1号のとおりであります。

◎開 議

○ 議長（野村洋一議員）

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の欠席通告者は、渋川市の田邊寛治議員であります。

◎諸般の報告

○ 議長（野村洋一議員）

議事日程に入る前に、議会書記から諸般の報告をいたします。

○ 議会書記（小此木諭）

令和2年第2回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

はじめに、議会の議員の異動について申し上げます。

館林市選出の遠藤重吉議員から令和2年9月24日付けで辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定により、議長が許可いたしました。

次に、欠員に伴う広域連合議会議員選挙が行われ、新たに館林市選出の野村晴三議員が当選されました。

次に、監査委員から、令和2年8月から令和3年1月に行いました現金出納検査の結果報告及び定期監査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご承知おきください。

また、本定例会の説明員として、地方自治法第121条の規定により、広域連合長等執行部の出席を求めています。

以上でございます。

◎議席の指定

○ 議長（野村洋一議員）

日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、新たに当選されました野村晴三議員の議席を9番に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○ 議長（野村洋一議員）

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、3番渡邊幹治議員、4番長壁真樹議員、以上の2名を指名いたします。

◎会期の決定

○ 議長（野村洋一議員）

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決まりました。

◎条例議案の上程

○ 議長（野村洋一議員）

次に、日程第4、議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（新井史代）

議案第1号「群馬県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書1ページ、議案第1号についてでございますが、別冊説明資料の1ページをご覧ください。

制定の理由でございますが、広域連合の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、債権の管理の適正化を図るため制定するものでございます。

主な内容でございますが、債権の管理に係る台帳の整備や督促など、記載の8つの事項について規定するものでございます。

施行期日は、令和3年4月1日でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（野村洋一議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

野村晴三議員。

○ 9番（野村晴三議員）

それでは、1点だけ質問をさせていただきます。この条例の中に、何か所か「相当の期間」という文言があります。この「相当の期間」とはどのくらいの期間を考えているのか、お伺いいたします。

○ 議長（野村洋一議員）

事務局。

○ 給付課長（伊部智恵）

ご質問をいただきました「相当の期間」でございますが、1年と考えております。こちらにつきましては、規則で定めることとなります。

○ 議長（野村洋一議員）

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（野村洋一議員）

起立全員です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○ 議長（野村洋一議員）

次に、日程第5、議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（新井史代）

議案第2号「群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書5ページ、議案第2号についてでございますが、別冊説明資料の2ページをご覧ください。

改正の理由でございますが、再任用短時間勤務職員の派遣も受け入れられるようにするため、再任用短時間勤務職員の勤務時間等について整備するものでございます。

主な内容でございますが、再任用短時間勤務職員の勤務時間及び週休日の割振り等について規定するものでございます。

施行期日は、令和3年4月1日でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

い申し上げます。

○ 議長（野村洋一議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（野村洋一議員）

起立全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○ 議長（野村洋一議員）

次に、日程第6、議案第3号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（新井史代）

議案第3号「群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書6ページ、議案第3号についてでございますが、別冊説明資料の5ページをご覧ください。

改正の理由でございますが、令和2年10月28日付け群馬県人事委員会勧告に準じて、令和3年度以降における会計年度任用職員の期末手当の支給割合の引き下げを実施するため、所要の改正を行うものでございます。

主な内容でございますが、令和3年度以降の会計年度任用職員の期末手当の支給割合を、1.30月分から1.275月分に改めるものでございます。

施行期日は、令和3年4月1日でございます。

以上、ご説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（野村洋一議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（野村洋一議員）

起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○ 議長（野村洋一議員）

次に、日程第7、議案第4号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（新井史代）

議案第4号「群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書7ページ、議案第4号についてでございますが、別冊説明資料の7ページをご覧ください。

改正の理由でございますが、平成30年度の税制改正による後期高齢者医療の保険料に係る国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日から施行することとされましたことから、所要の改正を行うものでございます。

主な内容でございますが、保険料均等割額の軽減判定に係る基準額について、基礎控除額相当分を10万円引き上げるとともに、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計、説明資料には合計の後ろに額が入ってしまっていますが、誤記ですので、恐れ入りますが額を削除していただけますようお願いいたします。一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える規定を追加するものでございます。

施行期日は、公布の日でございますが、改正後の規定につきましては、議案書8ペー

ジの一番下の附則に記載がありますとおり、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例によるものでございます。

また、参考といたしまして、改正内容をまとめました一覧表を説明資料7ページの下に記載いたしましたので、ご参照ください。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（野村洋一議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（野村洋一議員）

起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎補正予算議案の上程

○ 議長（野村洋一議員）

次に、日程第8、議案第5号「令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（新井史代）

議案第5号「令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の11ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ、2,469億9,263万1千円とするものでございます。

内容につきましては、「事項別明細書」により、ご説明申し上げます。

18ページ、19ページをご覧ください。

主な歳入について、ご説明申し上げます。

1款1項2目の「保険料等負担金」ですが、1億7,740万1千円増額するものがございます。

この内訳ですが、説明欄に記載の「保険料等負担金」は、市町村が徴収した保険料ですが、実績の見込みによりまして、2億8,246万4千円増額し、その下の「保険基盤安定負担金」は、低所得者等の保険料法定軽減分を県負担金と併せて市町村が負担するものですが、決算見込みによりまして、1億506万3千円減額するものがございます。

続きまして、2款の「国庫支出金」ですが、1項2目の「高額医療費負担金」は、歳出の「高額療養費」の決算見込みによりまして、1億8,329万円増額するものがございます。

次に、2項1目の「調整交付金」は、1億665万6千円減額するものがございます。

この内訳ですが、説明欄に記載の「普通調整交付金」は、決算見込みによりまして、1億1,087万3千円減額し、「特別調整交付金」は、新型コロナウイルス感染症による保険料減免などが交付対象になりますことから、421万7千円増額するものがございます。

続きまして、3款「県支出金」、1項2目の「高額医療費負担金」は、国庫支出金の高額医療費負担金と同額の、1億8,329万円増額するものがございます。

続きまして、5款の「特別高額医療費共同事業交付金」は、1件当たり400万円を超える高額な医療費のうち、200万円を超える部分について、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出により、交付を行う共同事業からの交付金ですが、決算見込みによりまして、2,700万円増額するものがございます。

続きまして、20ページ、21ページをご覧ください。

7款1項1目の「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」は、主に歳出の保険給付費に対する財源として繰り入れるものですが、先ほどご説明いたしました国庫支出金や県支出金などの増額を受けまして、4億5,549万円減額するものがございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、22ページ、23ページをご覧ください。

主な歳出について、ご説明申し上げます。

2款の「保険給付費」ですが、これまでの給付実績等をもとに見込みまして、1項1目の「療養給付費」は、2億1,100万円減額し、2項1目の「高額療養費」は、2億1,100万円増額するものがございます。

続きまして、4款1項1目の「特別高額医療費共同事業拠出金」は、国民健康保険中

央会が実施する共同事業への拠出金ですが、決算見込みによりまして、1,000万円増額するものでございます。

このほか、22ページから25ページにかけて記載の、2款保険給付費、3款財政安定化基金拠出金、5款保健事業費、7款公債費及び8款諸支出金における財源更正につきましては、財源の組み替えを行うものでございます。

以上で補正予算についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（野村洋一議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（野村洋一議員）

起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎ 予算議案の上程

○ 議長（野村洋一議員）

次に、日程第9、議案第6号「令和3年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第10、議案第7号「令和3年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」以上2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○ 広域連合長（清水聖義）

ただいま一括上程となりました、議案第6号「令和3年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第7号「令和3年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書、29ページでございます。

まず、議案第6号「令和3年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」ですが、第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、8,870万5千円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れの最高限度額を、1,000万円と定めるものでございます。

一般会計では、議会や事務局の運営に係る予算を計上しております。

次に、議案書47ページをご覧ください。

議案第7号「令和3年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、2,492億129万3千円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れの最高限度額を、100億円と定めるものでございます。

特別会計は、後期高齢者医療制度の運営に係る予算を計上しておりますが、歳出の99.1%は保険給付費でございます。

歳入は、保険給付費の約5割が市町村、国、県からの公費負担、約4割が現役世代からの支援金である支払基金交付金、約1割が被保険者からの保険料となっております。

詳細につきましては、事務局長から説明させますが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（野村洋一議員）

事務局長。

○ 事務局長（新井史代）

議案第6号「令和3年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきまして、事項別明細書により、主な内容について、ご説明申し上げます。

議案書の36ページ、37ページをご覧ください。

始めに歳入ですが、1款「分担金及び負担金」8,371万7千円は、一般会計における事務費共通経費の市町村負担金でございます。

次に、3款2項1目「基金繰入金」443万1千円は、臨時的経費となるホームページリニューアル業務委託料や次期セキュリティクラウド接続設定変更業務委託料に対して、財政調整基金を充当するため計上しております。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出ですが、38ページ、39ページをご覧ください。

1款「議会費」78万8千円は、19名の議員報酬などでございます。

次に、2款1項1目「一般管理費」8,102万7千円は、広域連合を運営するため

の一般管理的な経費でございます。

主な内訳ですが、説明欄に記載してございます12節委託料750万5千円は、財務会計システムや庁内ネットワークシステムの運用等に係る経費のほか、先ほど歳入の基金繰入金でご説明いたしました、ホームページリニューアル業務や次期セキュリティクラウド接続設定変更業務に係る経費を計上しております。

次に、13節使用料及び賃借料940万1千円は、広域連合事務局事務室の賃借料であります建物賃借料690万円が主なものでございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金6,127万4千円は、一般会計に係る市町村からの派遣職員8名分の人件費負担金である市町村負担金6,080万円が主なものでございます。

続きまして、40ページ、41ページをご覧ください。

2目の企画費、3目の会計管理費、4目の公平委員会費、5目の諸費、2項1目の選挙管理委員会費及び3項1目の監査委員費など、所要額を計上しております。

続きまして、42ページ、43ページをご覧ください。

一番下の段の6款「予備費」は、前年度と同額の500万円を計上しております。

一般会計につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第7号「令和3年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の54ページ、55ページをご覧ください。

始めに歳入ですが、1款「市町村支出金」の1項1目「事務費負担金」5億9,606万4千円は、特別会計における事務費共通経費の市町村負担金でございます。

2目「保険料等負担金」245億8,349万2千円は、説明欄に記載のとおり、市町村が徴収して納付する保険料負担金193億4,790万7千円と低所得者等の保険料法定軽減分を県負担分と併せて市町村が負担する保険基盤安定負担金52億3,558万5千円でございます。

3目「療養給付費負担金」194億8,055万3千円は、療養給付費等の12分の1を市町村において負担するものでございます。

続きまして、2款「国庫支出金」ですが、1項1目「療養給付費負担金」584億4,165万9千円は、療養給付費等の12分の3を国において負担するものでございます。

2目「高額医療費負担金」10億6,916万7千円は、レセプト1件につき80万円を超える高額な医療費について、一定額を国において負担するものでございます。

次に、2項1目「調整交付金」209億1,947万8千円は、広域連合間における財政力の不均衡などを調整するための国からの交付金でございます。

次に、2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」2億5,267万円は、広域連合が

実施する健康診査事業等に対する国庫補助金でございます。

続きまして、56ページ、57ページをご覧ください。

3款「県支出金」ですが、1項1目「療養給付費負担金」194億8,055万3千円は、療養給付費等の12分の1を県において負担するものでございます。

2目の「高額医療費負担金」10億6,916万7千円は、レセプト1件につき80万円を超える高額な医療費について、一定額を県において負担するものでございます。

続きまして、4款「支払基金交付金」1,001億9,620万2千円は、社会保険診療報酬支払基金が、各保険者から徴収する現役世代からの支援金を後期高齢者交付金として、広域連合に交付するものでございます。

続きまして、5款「特別高額医療費共同事業交付金」9,860万円は、1件あたり400万円を超える高額な医療費のうち、200万円を超える部分について、国民健康保険中央会が、各広域連合からの拠出により交付を行う共同事業からの交付金でございます。

続きまして、58ページ、59ページをご覧ください。

7款「繰入金」の1項1目「後期高齢者医療給付費等準備基金繰入金」26億4,330万2千円は、主に歳出の保険給付費に対する歳入不足額を補填するために繰り入れるものでございます。

次に、8款「繰越金」は1億円を見込んでおります。

続きまして、60ページ、61ページをご覧ください。

10款2項2目の「第三者納付金」2億7,000万1千円は、交通事故などによる傷病等の医療費について、過失割合に応じて加害者から納付されるものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出ですが、62ページ、63ページをご覧ください。

1款1項1目「一般管理費」6億4,178万8千円は、特別会計の運営に係る委託料、職員人件費負担金など、一般管理的な経費でございます。

主な内容といたしましては、説明欄にございます11節役務費の通信運搬費8,133万4千円は、医療費のお知らせや支給決定通知などの発送にかかる郵送料でございます。

その下の手数料6,306万2千円は、健診データの管理など、国保連等に支払う事務手数料でございます。

12節の委託料3億1,694万2千円は、被保険者証の作成、レセプト点検、電算処理システムの運用などに係る委託料でございます。

18節負担金、補助及び交付金の市町村負担金1億1,730万円は、特別会計に係る市町村からの派遣職員18名分の人件費負担金でございます。

続きまして、2款の「保険給付費」2,467億6,520万1千円は、療養給付費等の療養諸費のほか、64ページになりますが、高額療養費、葬祭費などがございます。

続きまして、3款「財政安定化基金拠出金」9,096万8千円は、保険料の未納や給付の増加による財政への影響に対処するため、国・県・広域連合が、それぞれ3分の1を拠出し、県に設置されています財政安定化基金への拠出金でございます。

続きまして、4款「特別高額医療費共同事業拠出金」7,234万5千円は、1件当たり400万円を超える高額な医療費のうち、200万円を超える部分について、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出により交付を行う共同事業への拠出金でございます。

続きまして、5款「保健事業費」の1項1目「健康診査費」10億9,220万2千円は、市町村に委託して実施する健康診査事業に係る委託料でございます。

続きまして、66ページ、67ページをご覧ください。

2目の「その他健康保持増進費」3億6,215万2千円は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る市町村への委託料や市町村が実施する人間ドック助成事業への補助金などがございます。

3目の「歯科健康診査費」3,603万6千円は、歯科健康診査にかかる群馬県歯科医師会への委託料でございます。

続きまして、8款諸支出金の1項1目「保険料還付金」3,000万円は、各市町村において、過年度に納付された保険料の還付が発生した場合の還付金でございます。

続きまして、68ページ、69ページをご覧ください。

9款「予備費」1億円は、不測の支出に備えまして、前年度と同額を計上しております。

以上で令和3年度当初予算のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（野村洋一議員）

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、採決を行います。

はじめに、議案第6号「令和3年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（野村洋一議員）

起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「令和3年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○ 議長（野村洋一議員）

起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎規約変更協議の上程

○ 議長（野村洋一議員）

次に、日程第11、議案第8号「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（新井史代）

議案第8号「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について」ご説明申し上げます。

議案書71ページをご覧ください。

群馬県市町村総合事務組合は、当広域連合が、議会の議員その他非常勤職員の公務上の災害に対する補償事務を共同処理するため、加入している組合でございますが、このたび規約を変更する必要性が生じたため、協議を行うものでございます。

協議の内容について、ご説明申し上げます。

別冊説明資料の11ページをご覧ください。

2 主な内容に記載してございますが、(1)として、令和3年4月1日から館林市が群馬県市町村総合事務組合の組織団体となるため、別表第1に館林市を加えること、(2)として、令和3年4月1日から館林市が地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員のうち法律による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償事務を共同処理するので、別表第2の5の項右欄に館林市を加えること、の2点でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（野村洋一議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（野村洋一議員）

起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○ 議長（野村洋一議員）

次に、日程第12、議案第9号「群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（新井史代）

議案第9号「群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について」ご説明申し上げます。

議案書73ページをご覧ください。

群馬県市町村公平委員会は、効率的な公平委員会を運営するため、群馬県内の市町村や一部事務組合が共同設置している委員会で、当広域連合も加入しておりますが、このたび規約を変更する必要性が生じたため、協議を行うものでございます。

協議の内容について、ご説明申し上げます。

別冊説明資料の22ページをご覧ください。

2 主な内容に記載してございますが、（1）として、令和3年4月1日から沼田市外、9団体を規約別表の共同設置する団体に加えること、（2）として、令和3年12月24日から富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合を規約別表の共同設置する団体に加えること、の2点でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（野村洋一議員）

ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（野村洋一議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○ 議長（野村洋一議員）

起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○ 議長（野村洋一議員）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

◎閉 会

○ 議長（野村洋一議員）

これをもちまして、群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和3年第1回定例会を閉会いたします。

午後2時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年2月12日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 野 村 洋 一

議 員 渡 邊 幹 治

議 員 長 壁 真 樹

参 考 资 料

議案等審議結果一覧表

【会期 令和3年2月12日（金） 1日】

事件番号	件名	審議結果
議案 第1号	群馬県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について	可決
議案 第2号	群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案 第3号	群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案 第4号	群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案 第5号	令和2年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	可決
議案 第6号	令和3年度群馬県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	可決
議案 第7号	令和3年度群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	可決
議案 第8号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	可決
議案 第9号	群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について	可決